

令和2年7月2日
全学内部質保証委員会決定
令和3年5月19日
全学教育内部質保証委員会一部改正

教育学研究科教育実践高度化専攻 教育の質保証ガイドライン

教育実践高度化専攻では、当該研究専攻での教育プログラムにもとづいて修得した知識、技能ならびに態度の評価を以下の通り行います。また、教育プログラムの内容、授業、実習の方法が適切に実行されているかを以下の通り検証します。

1. 評価の内容と方法

(内容)

教育実践高度化専攻（教職大学院）は、新しい学校づくりの有力な担い手となる新人教員及び地域や学校において、指導的・中核的な役割を果たす優れた実践的指導力を備えた中核的中堅教員の養成を目的としています。

本専攻では、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員及びスクールリーダーの養成を図るために、3つの科目群（「共通科目」「選択科目」「実習科目」）から教育課程を編成しています。本専攻の設置目的に照らし、共通科目、選択科目及び実習科目との連携・連動性を重視した科目配置が行われています。学校組織開発、教育方法開発、生徒指導支援、特別支援教育の領域において、教育目的に合わせて講義を主体として、演習と実習をバランス良く組み合わせ、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されています。

講義科目では、知識とその応用力を主として評価します。

実習科目では、知識とその応用力を評価します。さらに、技能、態度、コミュニケーション能力についても評価します。

(方法)

各領域において授業の達成度を測るための学卒院生・現職院生別のスタンダード（能力育成指標）が策定されており、各科目の具体的な成果評価の方法に関してはシラバスに記載しています。共通科目及び選択科目の単位認定については、担当教員の協議によって行います。実習科目のうち、「基盤実習」につい

では、AR 運営部会に実習出席簿等の評価関係資料が集約され、統一された基準による評価を行う体制が確立されており、その他の実習科目については、各領域に所属する教員間の協議によって単位認定を行います。

2月の最終試験では、2年間のAR等の取組の経過及び成果をまとめた成果報告書とその抄録、そして成長デザインシート PADDOC の提出を義務づけています。

知識とその応用力については、筆記試験、レポート等によって評価します。

成績評価は各科目ともシラバスに評価方法と基準を明記し、100点満点で採点します。評価対象は筆記試験、レポート、実技試験、口頭試問、討論への参加状況、プレゼンテーション等です。それらに授業への出席状況を加え、到達目標に対応させて総合的に評価します。

修了認定について、修了要件を定め、研究科教授会の議を経て行っています。

2. 評価の基準

学位授与方針に基づき、成績評定基準を定めて学生便覧に掲載するとともに、シラバスに評価方法と基準を明記して、多様な観点からきめ細かな成績評価を行います。

専門科目のシラバスには授業の目標や学習内容、授業計画、予習・復習に関する指示が示され、成績評価の方法と基準も明示（掲載）します。成績は「秀（100～90）」「優（89～80）」「良（79～70）」「可（69～60）」「不可（59以下）」の5段階の標語と評点をもって判定し、「可」以上を合格として単位認定します。

5段階評価にそぐわない科目については、「合」又は「否」の評語で表し、「合」を合格として単位認定します。これらの評価基準（配点は除く）を学生便覧に明記するとともに、入学時のガイダンスや授業の履修指導時に説明します。

また成績の評点は「GP(各科目のグレードポイント)=(評点-55)÷10」（但し、0.5未満の場合は0.0とする。4.5点満点）に換算し「GPA=Σ(GP×当該科目の単位数)÷履修総単位数」を算出して学生に提示します。

なお、成績評価が「合」「否」「認定」の科目はGP算定の対象としません。また、カリキュラム上の卒業要件科目でない科目もGP算定の対象としません。

修士課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について行います。研究科小委員会で確認した後、研究科教授会で判定します。

3. 教育プログラムの点検と評価

教育実践高度化専攻の教育プログラムについての点検と評価を実施する教育学部教育質保証委員会を設置します。当該委員会は、教育実践高度化専攻の担当教員を含む5名の委員で構成されます。

専攻の特性から、授業改善に関連した研究・講義を行い、学校現場の研究授業の助言も含め研修会に参加しているのが現状で、また、静岡県域を中心とした教育界に有為の学校教員を送り出すという使命に徹する専攻として、教員養成に取り組んでいます。

教員養成を担う専攻の教育プログラムの点検と評価として、授業アンケート、IR調査の結果等の分析による点検(教職IR室においてはデータを整理、一元化)、その点検結果にもとづく評価を実施し、教育内容および教育方法の改善案を作成し改善を実施します。

こうした点検・評価の実施状況については、全学教育内部質保証委員会に報告を行い、教育内容および教育方法の改善のPDCAサイクルの確認等を行います。